

バリアフリー環境整備促進事業

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム(スロープ・エレベーター等)の整備、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③都市機能誘導区域の駅周辺
- ④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 等

交付率 直接 1/3 間接 1/3

交付内容

■基本構想等の策定(バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。)

■移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備(スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等) 等

■認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■既存建築物バリアフリー改修事業

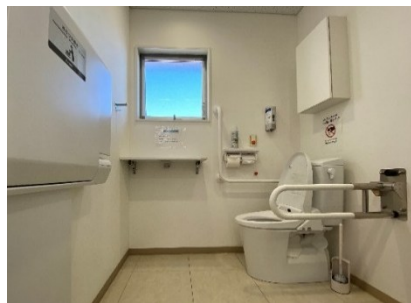
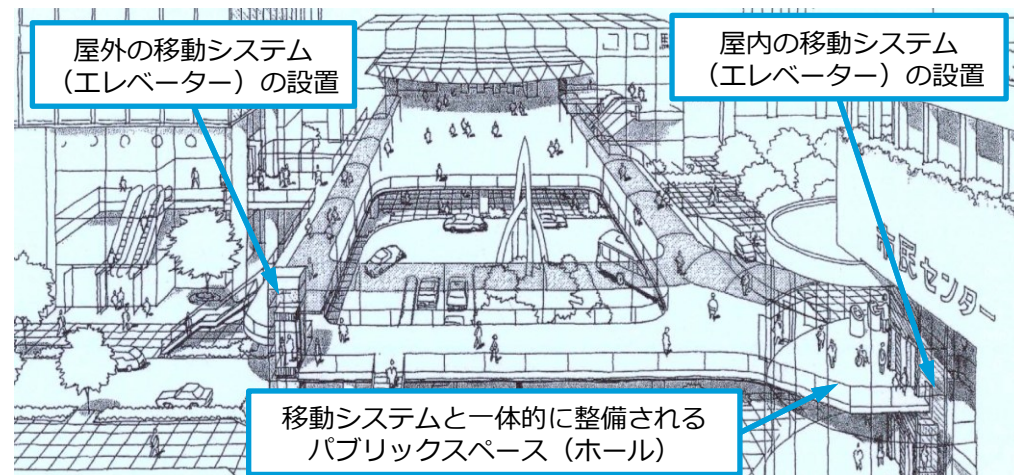
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(小規模店舗等も対象で規模要件なし)
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ・段差の解消 | ・乳幼児用設備の設置 |
| ・出入口、通路の幅の確保 | ・ローカウンター ^① の設置 |
| ・車椅子使用者トイレの設置 | ・車椅子使用者用駐車施設の設置 |
| ・オストメイト設備を有するトイレの設置 | ・駐車場から店舗までの屋根設置 など |



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンター^①の設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

■補助対象建築物

- バリアフリー法に規定する**特別特定建築物※**
(例:店舗、ホテル、劇場、映画館、高齢者・障害者福祉施設など) **※建築規模による制限無し**
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

■交付率(民間建築物への補助の場合)

- 国:1/3、地方:1/3、民間事業者:1/3 **※**
- ※地方公共団体による補助制度の創設が必要**

■補助対象地域

- 三大都市圏(首都圏、近畿圏、中部圏)の既成市街地、人口5万人以上の市、都市機能誘導区域の駅周辺
- バリアフリー基本構想**※**、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例**※**を策定した区域 など
- ※バリアフリー環境整備促進事業では、地方公共団体のバリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定に要する費用についても支援可能**

■交付対象事業者 地方公共団体、民間事業者、協議会等

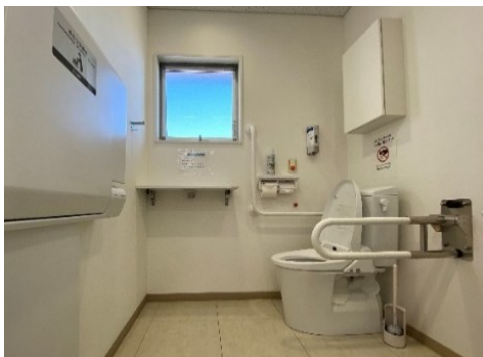
■補助対象となる費用

国土交通省が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した**建築設計標準**」に適合させるために行う、バリアフリー改修**※**に要する費用
※建築設計標準に適合させるために行うものであれば、部分的な改修についても補助対象

<建築設計標準に適合させるために行うバリアフリー改修の内容について>

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物移動等円滑化基準に適合する、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等に関する整備内容(例:廊下幅の確保、車椅子使用者用の**トイレの設置**など)の他、より安全かつ円滑な移動等や利用者の利便性の向上、快適な利用が実現できるよう、備えることが望ましい内容等についても幅広く規定されている(例:**ローカウンター**の設置、**乳幼児用設備**の設置、**客室へのフラッシュライト**の設置、**集団補聴設備**の設置など)。

【支援対象となるバリアフリー改修工事の例】



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンター



点字ブロック、点字案内板の設置

特別特定建築物

1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
12. 博物館、美術館又は図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

▶ 上記の建築物は規模によらずバリアフリー環境整備促進事業(既存建築物バリアフリー改修事業)の補助対象

※ その他、バリアフリー条例により規制対象となる建築物についても当該補助事業の補助対象となる。

【参考】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準とは

＜建築設計標準とは＞

- 全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、**設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドライン**として定めたもの。
- **「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」**を別冊で策定し、**当事者参画の自発的な実施**を推進。

＜建築設計標準の掲載内容＞

- ① 高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた **設計の基本思想**
- ② 設計を進める上での **実務上の主要なポイント**
- ③ **建築物移動等円滑化基準・建築物移動等円滑化誘導基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容**を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容
- ④ 多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて **設計時に考慮することが望ましい留意点**

＜法令と建築設計標準の関係＞

